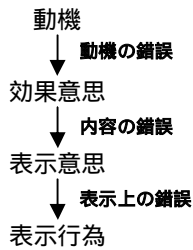


3 動機の錯誤

【図解雑学】錯誤の種類



動機の錯誤とは、動機と効果意思の間に錯誤があることをいう。  
本物だから欲しいと思うのがその例。

内容の錯誤とは、効果意思と表示意思の間に錯誤があることをいう。  
例えば、ラーメンとうどんは同じ物だと思い込んで、  
うどん下さいと言おうと考えた場合、ラーメンが欲しいという効果意思と、  
「うどんを下さい」と言おうという表示意思との間に不一致がある。

表示上の錯誤とは、言い間違えのこと。  
1000円と言うつもりが100円と言い間違えたり、書き間違えたりしてしまうのが例。

試験で問題となるのは動機の錯誤についてなので、それを学習する。  
内容の錯誤と表示上の錯誤はどうでもいい。

動機（腹へった）は、主観的・心理的なものであり、錯誤を認めると、取引の安全が害される（ラーメン屋はいちいち「本当に空腹ですか？」と確認しなければならなくなる）。そこで、動機の錯誤は原則として認められない。しかし、動機が表示された場合は確認が可能であるので、表意者保護の観点から錯誤無効を主張しうる（この場合、『要素の錯誤』であり『表意者に重過失がない』ならば錯誤無効を主張できる）（最判昭 29.11.26）<sup>6</sup>。なお、動機の表示は、明示でも黙示でもよい（最判平元 9.14）。

6 動機表示説という。これに対し、動機を表示していなくても要素と認める説もある（一元的構成説）。

4 相手方が悪意の場合にも 95 条但書は適用されるか

相手方が悪意（表意者の錯誤を知っていた）場合には、相手方を保護する必要はない（§1 参照）ので、民法 95 条但書は適用されない（判例・通説）<sup>7</sup>。

7 つまり、重大な過失があっても表意者は錯誤無効を主張できる。

8 詐欺であれば偽罔行為があったことを、錯誤であれば要素の錯誤であることの証明が必要であるが、いずれか証明しやすい方を主張すればよい。

【その他】

錯誤と詐欺の双方の要件を備えている場合、表意者はいずれも主張しうる（ 8 ）。  
95 条には、96 条 3 項のような第三者保護規定がないため、錯誤無効は善意の第三者にも対抗できる（判例・通説）（ 9 ）。

9 詐欺（騙された）の場合には、第三者に対抗できないのに、錯誤（勝手に勘違いをした）の場合には第三者に対抗できると解するのはアンバランスであるため、96 条 3 項を類推適用すべきとの有力説もある。

### 4-8 詐欺・強迫（瑕疵ある意思表示）

**意義** 詐欺や強迫により意思表示をした者に取消権を認め、表意者を保護する制度である。

**【前提知識】**

A が B に家を売り、B は C にその家を転売した。その後、A が当該契約を取消した。



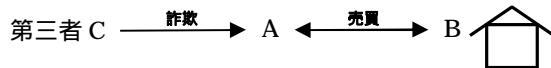
この場合、取消しの効果は遡及するため（§121）、C は無権利者から買ったことになる。無権利者から所有権を取得することはできないため、C は A に対抗できないということになる（4-6【前提知識】参照）。つまり、A は C から家を取戻すことができる（家は A の物）。これが原則である。例えば、行為能力を制限とする取消しは、善意の第三者に対抗できる。

	詐欺による意思表示	強迫による意思表示
効果	取消することができる	取消することができる
善意の第三者に対抗できるか	できない（§96） <sup>1</sup>	できる（§96 反対解釈）
第三者による詐欺・強迫	相手方が善意の場合は取消することができない（§96）	取消することができる（§96 反対解釈）

**【講義】第三者による詐欺・強迫**

(1) 第三者による詐欺

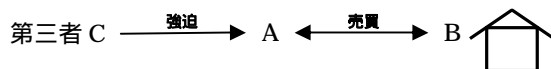
C が A に「お前の家は、一気に価値がなくなるぞ」と言って騙し、騙された A は B に家を買った。これが第三者による詐欺である。



このような場合に A は善意の B に対して詐欺による取消しを主張することができない。なぜなら、騙されたという落ち度のある A の尻拭いを B にさせるのは妥当でないためである。ただし、B が悪意の場合は取消せる。B は A が騙されていると気がついたなら、教えてやるのが優しさというもの（信義則）。

(2) 第三者による強迫

C が A に「お前の家を売らなきゃ、酷い目にあわしちゃうぞ」と言って強迫し、A は B に家を買った。これが第三者による強迫である。



このような場合は、A には落ち度がないため、原則どおり取消することができる。B の善意・悪意は問わない。

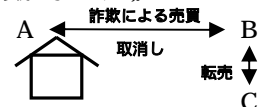
**判例 A**

詐欺となる偽岡行為は、積極的な作為に限らず、不作為（沈黙）も、法律上又は信義則上、告知する義務がある場合には偽岡となりうる（最判昭 16.11.18）。

**判例 B**

強迫の結果、完全に意思の自由を失った者の意思表示は当然無効であり、96 条の適用の余地はないのであって、96 条の強迫による意思表示が成立するためには、表意者が畏怖の結果完全に選択の自由を失ったことを要するものではない（最判昭 33.7.1）。

1 取消しは第三者に対抗できるのが原則であるのは、【前提知識】のとおりである。しかし、民法 96 条 3 項は詐欺による取消しは善意の第三者に対抗できないとしている。これは何故であるうか（B が A を騙し、不動産を取得し、C に転売してしまったという例で考えてみる）。



さて、ここでは詐欺の被害者 A と、善意の第三者 C のどちらを保護すべきかを考えてみて欲しい。

A には、騙されたという落ち度がある。これに対し、C は騙されたわけではないので落ち度はない。

したがって、C を保護するのが妥当と考えるべきである。

なお、C が詐欺について悪意の場合は、A によって取消されることを予想できるため、C の取引の安全が害されることはないため保護する必要はない。したがって、原則どおり A は C に対抗できる。そもそも、C は A が騙されていることに気がついたなら、教えてやるのが優しさというもの。